

町に邸宅を卜し、爰に居住す。利家卿の御用を承り、御目見仰付けられ、毎度御前へ召させられ、御懇命を蒙り、町家の儀萬端任せらるゝに付、萬事掛引致すべきとの御懇命にて、初て金澤町年寄役のやうに相成りけり。利家卿大阪御在府の頃、御機嫌伺ひとして、町家の者二百人許罷越候事之。其節彦右衛門裁許致し罷登りける處、馬上御免にて、乘馬罷越したり。其節徳川家康公御覽被成、利家卿へ御尋有之處、此者は、金澤にて町の年寄役を勤め、町家の事は、此者へ申付置處、能く智辨仕る由被仰たり。家康公御聞被成、尤に思召たりけん。江戸表にも町年寄と申す者をば申付度、此者御所望可被成との御約束にて、其後江戸へ召されけり。故に金澤の家財は、舍弟次郎兵衛へ譲り渡し、彦右衛門は江戸へ罷越、今に至り北村屋彦右衛門と名乗り、代々町年寄役を勤めたり。さて金澤の北村屋は、三代彦左衛門の時まで北村屋と名乗ける處、寛文元年深見縫殿助をば綱紀卿召抱えられ、六月廿一日江戸表に於て家祿頂戴致され、八月金澤へ下向、當分北村屋彦左衛門の家に寓居せらる。此の時北村屋の北の字は、敗北の義にて不_レ宜。

喜多の二字に改可然と、縫殿助被申に付、喜多村と書改むと云々。按ずるに、北村屋彦右衛門の始て金澤町年寄役のやうに成りたるとあるもの、是則ち金澤町年寄役の濫觴ならんか。金澤町年寄と正しく見わたるは、竹屋甚兵衛が家に持傳へたる文祿三年九月利家卿の印書に、尾山町年寄中と宛所になし給ひ、今度尾山兩橋之儀に付て、印判出候處、爲其禮年寄貳人指上云々。と載せ給へり。又是よりさき、天正十四年七月の印書に。

當町魚物賣買之事、魚町の外脇々にて賣買一切令_レ停止、若違背之族於有_レ之者、可_レ加成敗者也。

天正十四年七月四日 印

魚町年寄中

右は、能登七尾魚町の年寄共へ賜はりたる印書也。此の外にも尙あるなるべし。舊藩國初以來、執政の長臣を初め、都て長壽老齡の人を棟梁の者となすを故實とす。故に町方に於ても町年寄といふものありて、其の町の棟梁の重役に立ちたり。是上古よりの遺風也といへり。

○北村惠乗傳

惠乗は喜多村屋の二代目にて、初め北村彦左衛門と呼べり。壯年より佛門に歸依し、四十歳の頃妻を離別して、家業を三代彦左衛門に譲り渡し、其の身遁世の身分と成り、西方寺にて剃髮し、得度して惠乗と稱し、泉野玉泉寺の門前および卯辰最勝寺の門内に草庵を結び、世塵を遁れて佛學を修行し、兼ねて歌學を好み、仙洞御所へ五十首の詠歌を獻上し、横山城州へ百首の獨吟を呈上す。平常心を風雅に慰めて、浮世の塵を厭へり。後西近江舟木村西光寺再興の事を本山より命ぜられ、彼の地に至りて佛閣の落成を告げしめたり。また勢州善光寺よりの招待に依つて、彼の地に至り住職となりたりしかど、佛閣の破壊甚しかりき。依つて歌道を以て諸人に親しみ、法華經及び源氏物語などを講解して、衆人の歸依に預り、速に再建の成功を遂げ、享保五年四月十九日六拾五歳を以て遷化せり。其の爲人實直にして博識なる事、和漢の學問に長じ、佛學の奥義に達すと云へり。

○横堤町

此の町は、十二冊定書に載せたる元祿九年の本町肝煎裁許

附に、上堤町・下堤町・横堤町とありて、舊藩中は本町廿七町の一町なり。

○木新保村跡

此の村は、石浦の庄内七ヶ村の一村なり。石浦神社藏慶長十一年八月十日附石浦七ヶ村氏子連判狀に、木新保村善兵衛と見ゆ、同年八月廿三日の訴訟狀に、はせの觀音其後木の新保村の内に御座候。など、載せたり。右訴狀にて見れば、慶長十一年の頃は、石浦山王の氏子地に村落ありしこといぢるし。明和二年石浦慈光院の由緒書に、石浦郷七ヶ村の内木新保村は、西町・横堤町之邊に有之處、其後倉月の郷へ引移す。只今之木新保是也。とあり。安江八幡社記には、上安江村は、往古は今の下堤町の後に有りし處、後深見氏居屋敷に成りしを以て、今の地へ轉地す。木新保も上堤町邊に有りし處、上安江村轉地の後、今の地へ移せりとあり。按ずるに、寛永十三年金澤町割を改められ、堤町・金屋町等を城の附近より追ひ出されし時、右の村々も移轉を命ぜられたるなるべし。

○平野屋半助跡(山北)